

〔 2 〕 大 気 汚 染

2 - 1 概要

大気汚染とは、人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼす物質が、大気中に一定期間連続的に存在している状態をいいます。これは、燃料その他の物質の燃焼や化学処理、機械処理により排出されるばい煙（硫黄酸化物・窒素酸化物・一酸化炭素等）粉じん（浮遊粒子状物質等）など、それらが反応して生成される二次汚染物質（光化学オキシダント等）によって引き起こされます。その主な発生源は、工場・事業所等の燃焼施設（固定発生源）や自動車（移動発生源）等です。

当町には、大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」が5事業所あります。県と協力して立入調査を実施し、汚染の低減に努めています。また、道路交通網の整備により交通量の増加が考えられるため、定期的に自動車排気ガス測定を実施しています。

大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子 状物質 (SPM)	光化学オキシ ダント (Ox)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。					

2 - 2 自動車排出ガス

町では、環境調査の一環として町内主要5路線のうち6地点で測定を実施しました。

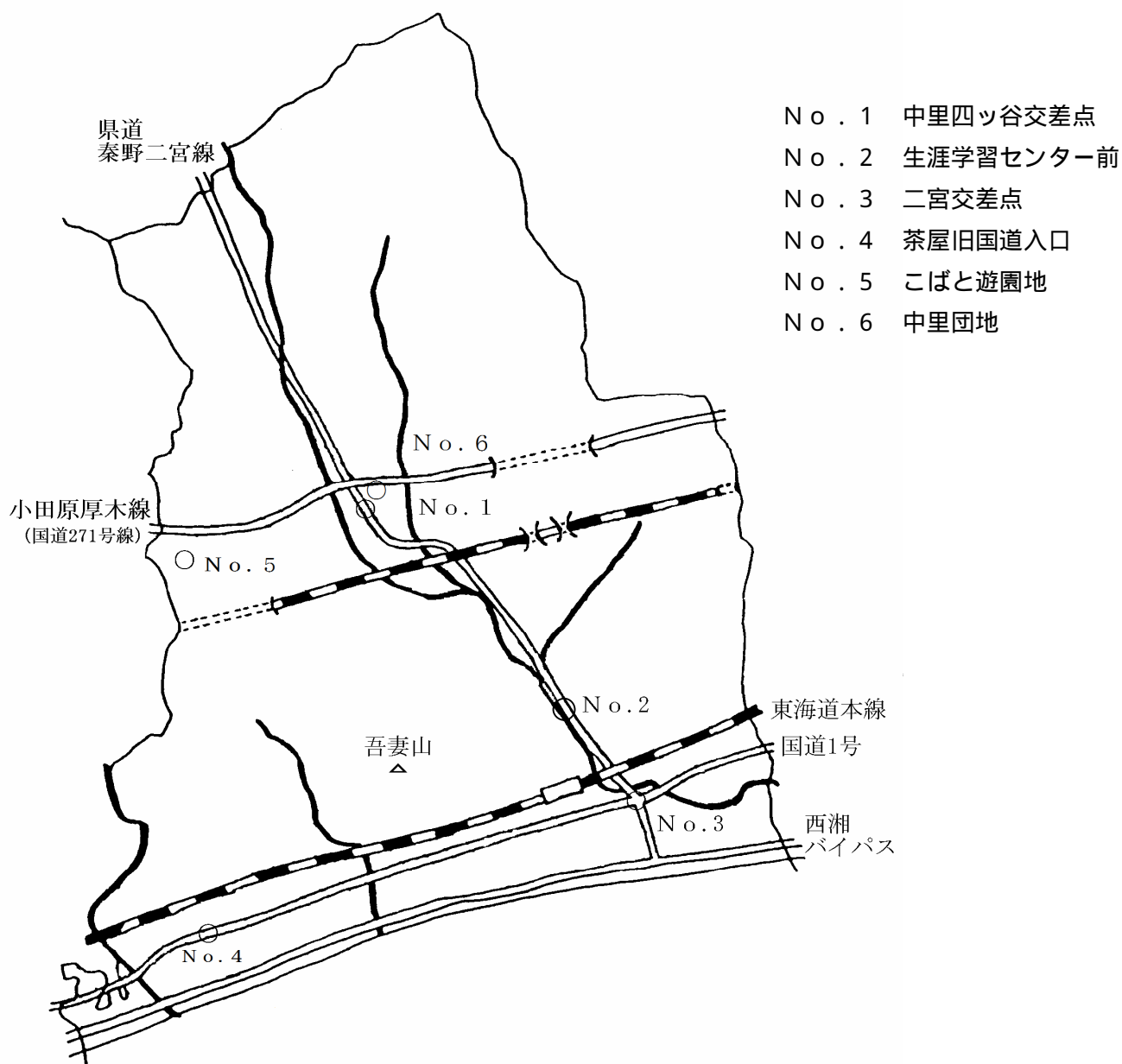
(1) 調査項目

ア.一酸化炭素濃度

一酸化炭素計による測定方法として、24 時間連続測定を行ない午前 9 時から午後 5 時の各時間帯の一酸化炭素濃度を測定し 8 時間平均値で算出しています。

イ. 使用機器

一酸化炭素計 ガステック社製 CM - 2510型

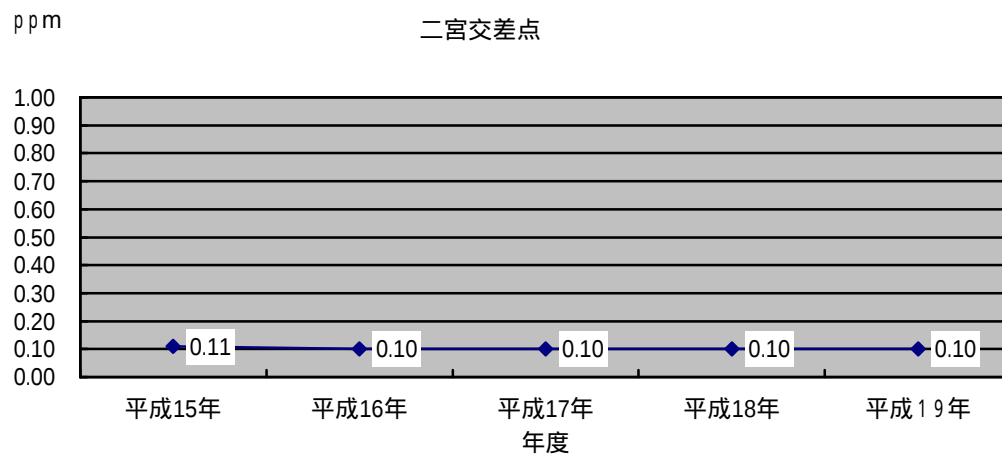
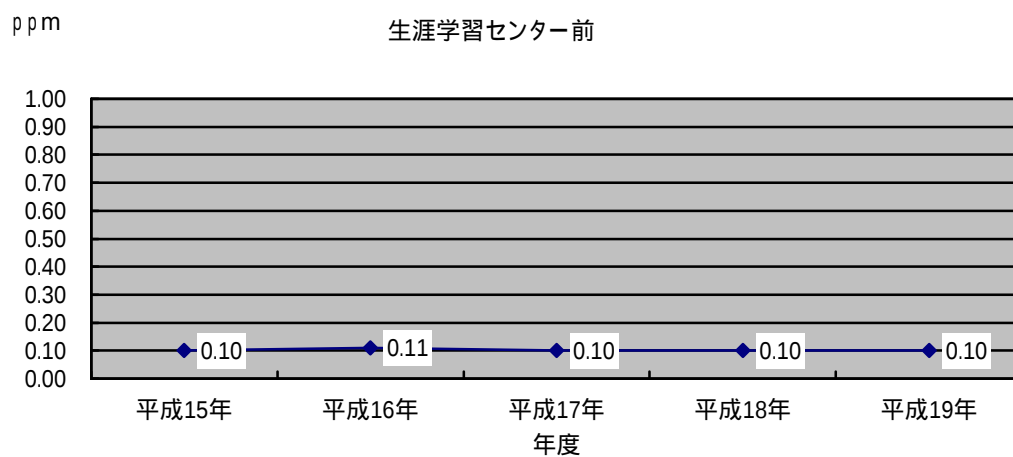
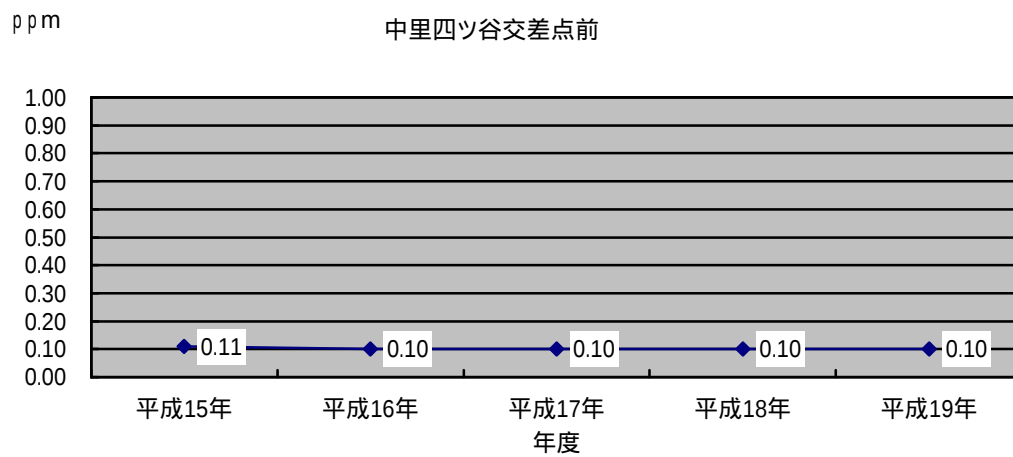


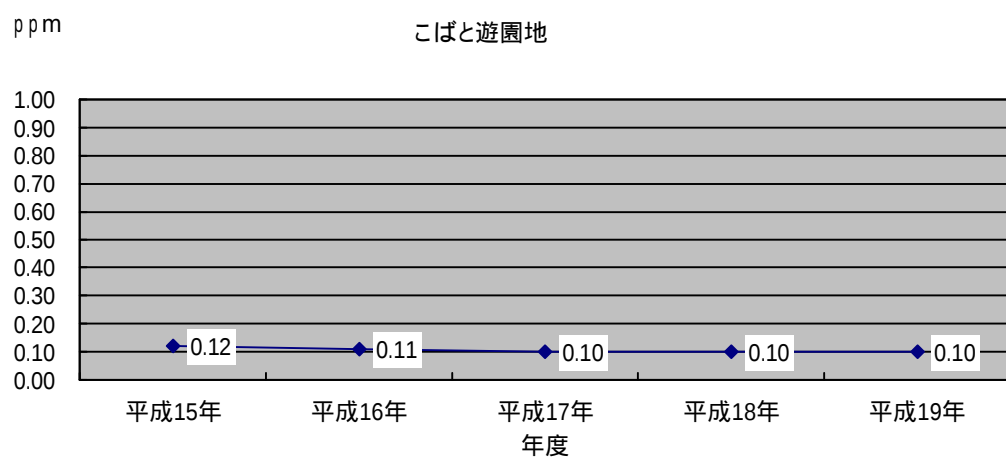
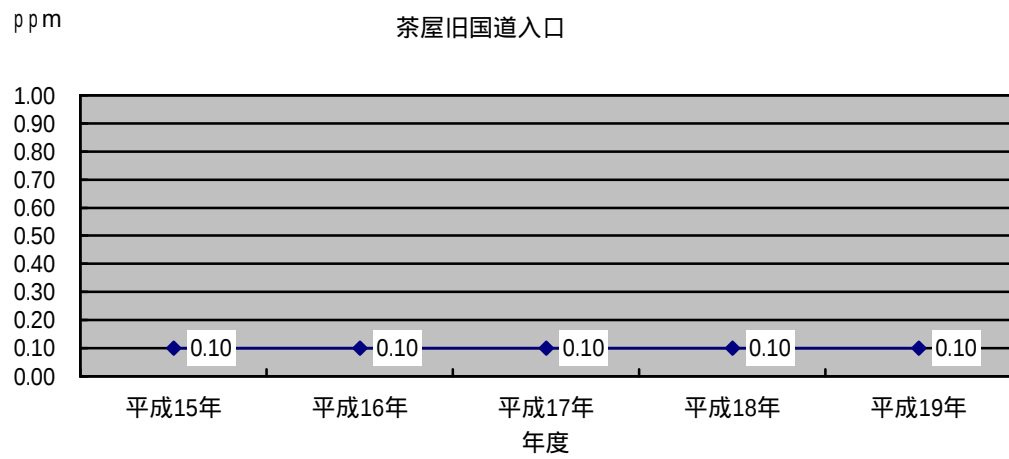
No 項目	1	2	3	4	5	6
調 査 地 点	中里四ッ谷交差点	生涯学習センター前	二宮交差点	茶屋旧国道入口	こばと遊園地	中里団地
路 線 名	県道秦野二宮線	県道秦野二宮線	国道1号線	国道1号線	町道81号線	小田原厚木道路
調 査 日	19年 12 / 5～6	19年 12 / 5～6	19年 12 / 4～5	19年 12 / 6～7	19年 12 / 6～7	19年 12 / 5～6
8 時 間 平 均 値 (ppm)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
1 日 平 均 値 (ppm)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

調査地点ごとの一酸化炭素濃度経年変化表

(環境基準値 20ppm)

(5 年間の変動)





* 中里団地は平成19年度以前の調査はない。

2 - 3 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等の発令時には、県「環境科学センター」から情報の受信後、直ちに各小中学校、保育園等に立看板を設置し、注意を促すと共に、防災行政無線により外出の自粛、屋外での運動の自粛を要請しています。

県大気汚染緊急時措置等発令地域

地 域	市 町 村	地 域	市 町 村
横 浜	横 浜 市	県 央 (6 市)	秦 野 市
川 崎	川 崎 市		厚 木 市
横 須 賀	横 須 賀 市		大 和 市
三 浦	三 浦 市		伊 勢 原 市
湘 南 (5 市 4 町)	平 塚 市		海 老 名 市
	鎌 倉 市	西 湘 (2 市 8 町)	綾 瀬 市
	藤 沢 市		小 田 原 市
	茅 ヶ 崎 市		南 足 柄 市
	逗 子 市		中 井 町
	葉 山 町		大 井 町
	寒 川 町		開 成 町
	大 磯 町		松 田 町
	二 宮 町		山 北 町
北 相 (2 市 1 町 1 村)	相 模 原 市		箱 根 町
	座 間 市		真 鶴 町
	愛 川 町		湯 河 原 町
	清 川 村		

県大気汚染緊急時措置発令基準

種 類		発 令 基 準
予 報	前 日 (午後 5 時)	翌日の気象条件などからみて、光化学オキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になるおそれがあると予測したとき
	当 日 (午前 10 時)	当日の気象条件などからみて、光化学オキシダント濃度が注意報の発令基準の程度になるおそれがあると予測したとき
注 意 報		光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、気象条件からみて、その状況が継続すると認められるとき
警 報		光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上となり、気象条件からみて、その状況が継続すると認められるとき
重 大 緊 急 時 報		光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.4ppm 以上となり、気象条件からみて、その状況が継続すると認められるとき

平成 19 年度光化学大気汚染緊急時措置の状況

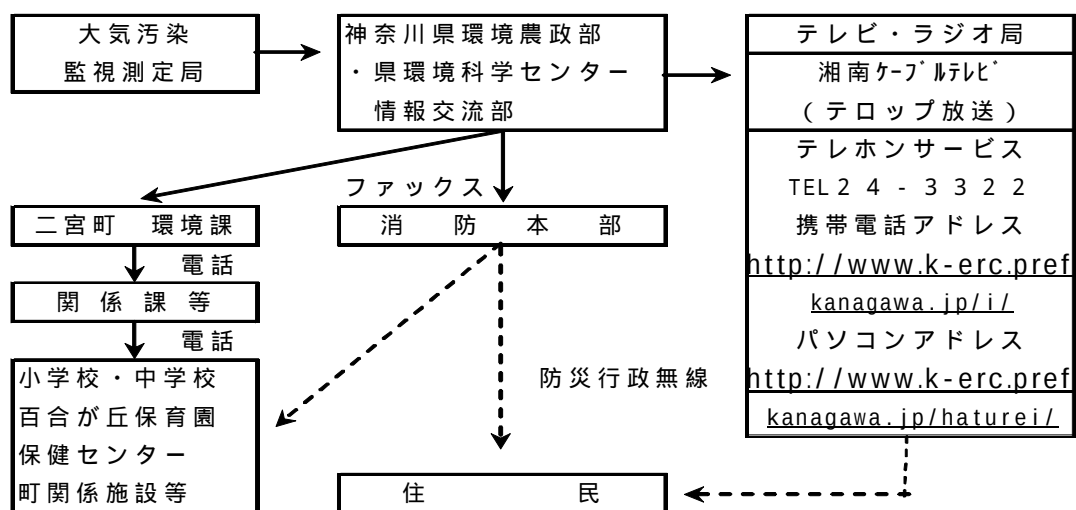
湘南地域の注意報発令状況

7 件

地域別注意報の発令状況

発令地域	発令回数	発令地域	発令回数
横 浜	13 回	県 央	10 回
川 崎	13 回	湘 南	7 回
横 須 賀	8 回	西 湘	7 回
三 浦	0 回	北 相	11 回

緊急連絡体制（平日）



緊急連絡体制（土・日・休日）

